平成２４年（フ）第２８号
宮城県登米市東和町米川字東上沢188番地
債務者　沼倉　春彦
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第３７号
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴121番地、前住所秋田県秋田市桜１丁目７番９号シャンポールまつもとⅢ　Ａ―202
債務者　田代　祐弥
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１４３号
福島市太平寺字沖高39番地の１　ホワイトハイツＡ208
債務者　中島　嘉代
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４１２号
石川県野々市市三納３丁目159番地　セゾンドフルールＣ―101、従前の住所表示石川県石川郡野々市町字三納570番地
債務者　東　　章子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４１３号
金沢市増泉３丁目７番６号　第１大川アパート７号室
債務者　北村　恵美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４２４号
金沢市駅西新町２丁目４番５号　サルウェーⅡ101号、従前の住所金沢市三ツ屋町イ14番地１
債務者　丹　　郁乃（旧姓横関）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４３３号
金沢市大野町４丁目ワ31番地１
債務者　疋田　裕介
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１６号
福井県鯖江市舟津町４丁目11番18号、旧住所福井市四ツ井１丁目22番14号
債務者　齋藤　香織（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
福井県坂井市春江町上小森第１号７番地３
債務者　石川　浩代
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
福井市豊岡２丁目５番６号
債務者　山下　昭彦
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
山梨県山梨市上石森61番地３
債務者　松永　美雪
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
兵庫県伊丹市船原２丁目６番13号ハイム船原201号
債務者　湯川　直樹
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５１号
兵庫県宝塚市高松町４番14号
債務者　鳥山　京子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５３号
兵庫県宝塚市逆瀬台５丁目10番８号
債務者　辻順子こと　全　　淑姫（旧姓神農）
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３７０号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目７番14号カ、前住所兵庫県川西市下加茂１丁目18番４号
債務者　小畑　民枝
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７０１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番１―815号
債務者　辰巳　　茜
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１１号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番２―306号
債務者　中村　謙藏
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係